

自然保育活動フィールド等整備事業 事務手続きの流れ

1 事業計画書の提出

↓ 指定された期日までに、様式第1号及び添付書類を県に提出してください。

2 補助対象事業の決定・補助金内示

↓ 県が予算の範囲内で補助対象事業を決定し、結果を通知します。

↓ 補助対象事業となったときは、補助金額の内示通知を併せてお送りします。

3 本申請（交付申請書の提出）

↓ 補助対象事業の決定がされましたら、指定された期日までに、様式第3号及び添付書類を提出してください。

※この時点で、当初計画の変更も可能です。

※補助対象事業は交付決定以降、開始することができます。

↓ ただし、事情により交付決定前に開始したい場合は、様式第2号の事前着手届による届出が必要になります。

4 補助金交付決定

↓ 県から、補助金の交付決定通知をお送りします。

5 事業の実施

↓ 業者を決定する方法について、市町村等で会計処理規定がある場合はそれによってください。会計処理規定のない団体の場合は、県の規定に準じ、10万円以上の事業の場合は2者以上から、同条件による見積書を徴取の上、業者を決定してください。

↓ 以下の場合には申請（届）が必要となります。

●事業完了前に補助金の交付を受けたい場合（概算払い）

↓ 様式第9号を提出してください。県が事業内容を確認し、お支払いします。

↓ 1事業あたり1回まで、出来高に対応する補助金相当額の90%までお支払いできます。（補助金交付決定額の90%ではありませんので、ご注意ください。）

●事業内容の変更

↓ 交付決定後に事業内容の変更をするとき又は補助対象経費が20%以上増減する場合は、様式第4号による申請（届出）が必要です。

↓ なお、事業実施後、不測の費用が発生して事業費が増額になる場合、原則として補助金の増額はできませんが、このようなときには速やかに県に連絡してください。

●事業を中止、廃止したい場合

↓ 様式第5号による申請が必要です。

- 事業期間が予定の期間内に完了しない場合

様式第 6 号による申請が必要です。

- 交付申請を取り下げたい場合

様式第 7 号による届が必要です。

6 事業の実績報告

事業が完了しましたら、様式第 8 号及び添付書類を提出してください。

7 補助事業の完了検査

県が事業の完了検査（現地調査）を行います。

完了検査に合格したときは、補助金額を確定し、通知します。

8 補助金の請求

確定通知が届きましたら、様式第 9 号により補助金の請求をしてください。（概算払いを行っている場合は、確定額と概算払額との差額を請求してください。）

後日、県から補助金を指定口座に振り込みます。